

特記仕様書

第1章 総則

第1節 適用範囲

本仕様書は、「高松駅、高松港間コリドー誘導サイン実施設計業務委託」（以下「本業務」という。）に適用し、受注者は、この仕様書に記載されていない事項であっても、業務遂行上必要と思われることについては、発注者と協議の上、これを行うものとする。

第2節 業務目的

JR高松駅と高松港を繋ぐ空中歩道（以下「コリドー」という。）において、来訪者や市民が、JR高松駅と高松港を「直感的」に行き来できるよう、視認性に優れ、分かりやすく、かつ、本市の玄関口であるサンポート高松地区にふさわしい、デザインリテラシーの高い案内サインの更新計画を検討することを目的とする。

第3節 仕様書の適用

本業務は、本仕様書のほか、以下の技術基準書に従い、履行するものとする。

- (1) 設計業務等共通仕様書（香川県）
- (2) 土木工事共通仕様書（香川県）
- (3) 土木工事数量算出要領（香川県）
- (4) その他関係技術基準

第4節 業務の履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）

本案件は、予算繰越について市議会の議決のほか、必要に応じ国の補助金等の繰越に係る所要の手続を経た後、令和8年9月30日（水）まで延長予定

第5節 業務の概要

1 業務名

高松駅、高松港間コリドー誘導サイン実施設計業務委託

2 業務場所

高松市 サンポート 地内

3 業務内容

(1) 打合せ、関係機関協議

本業務は、県が実施する公共土木施設の整備にあたり、質の高い景観形成を図るため、専門家によるデザインに関する助言などの支援を行うチームである、デザインサポートチームとの連携が必要となるため、発注者との打ち合わせと併せ、適宜、関係機関協議を十分に行う。

(2) 現状把握

J R高松駅と高松港間における、歩行者が施設間移動で利用する経路や、コリドーの構造的特性、既存案内サインの状況を現地踏査により把握する。既存サインについては、配置位置と表示内容、老朽化などについて客観的に整理する。また、観光情報の発信状況について、掲示板やパンフレットなどの配置状況を把握する。

(3) 課題点整理、方向性・更新計画検討

J R高松駅と高松港間における、案内方法に関する課題について整理し、その課題解決方法の検討及び、施設間移動者が自然と目に付く案内サインの配色、コリドー利用を促す視線誘導、サイン配置の考え方等、更新計画を検討する。

また、案内すべき施設の優先順位を踏まえた施設名の表示方針を検討する。

(4) サイン図作成、グラフィックデータ制作

J R高松駅と高松港を「直感的」に行き来できるように、視認性に優れ、分かりやすく、かつ、本市の玄関口であるサンポート高松地区にふさわしい、デザインリテラシーの高いサインデザインを検討する。

また、ユニバーサルデザインに対応したピクトグラムの設定、視認性に配慮した文字フォントや大きさ、表示位置等を検討する。さらに、検討を行いやすいよう、グラフィックデータの作成を行う。

(5) 概算工事費の算出、概略工程表の作成

コリドー内に再整備する案内サインの適切な構造について検討する。(基本的に既設構造物への貼付等を想定している。)

また、それに伴う概算工事費の算出、概略工程表の作成を行う。

第6節 業務管理

- 1 受注者は、業務の円滑な進捗を図るため、管理技術者及び必要な技術者を配置し、必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- 2 協議及び打合せ事項は、全て議事録を受注者が作成し、発注者に提出しなければならない。

第7節 費用の負担

業務に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

第8節 許可申請

受注者は、業務に必要な許可申請（占用許可等）に関する事務に必要な図面作成を遅滞なく行わなければならない。

第9節 資料の貸与等

本業務の遂行上、必要となる調査資料又は文献等、本市が所有している必要書類等は貸与するものとする。ただし、受注者は資料の貸与を受ける場合、リストを作成し本市に提出し、貸与された資料は全て業務完了時まで返却するものとする。

第10節 関係法令等の遵守

受注者は、本業務の遂行に当たり、関係する法令・規格等を遵守しなければならない。

第11節 秘密及び中立性の保持

受注者は、本業務の遂行によって知り得た内容を、第三者に漏らしてはならない。また、常にコンサルタントとしての中立性を遵守しなければならない。

第12節 公益確保の義務

受注者は、本業務の履行に当たっては、公益の安全、環境その他の公益を害することのないように努めなければならない。

第13節 留意事項

- 1 関係する官公庁等の協議を必要とする場合、又は協議を求められた場合は、誠意をもってこれに当たり、この内容を遅滞なく調査職員に報告しなければならない。
- 2 受注者は、調査職員と厳密な連絡をとり、十分な打合せを行うとともに、作業の途中において中間報告を求められたときは、直ちに報告を行うものとする。
- 3 本業務に、文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名等を明記するものとする。
- 4 必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請によるものとし、これに係る費用が発生した場合については、受注者の負担とする。

第14節 土地の立入り等

受注者は、調査を実施するため、国、公有又は私有の土地に立ち入る場合は、あらかじめ調査職員に報告するとともに、受注者の責任において関係者と緊密かつ十分なる協調を保ち、円滑に実施しなければならない。

第15節 検収

- 1 受注者は、本業務完了時に所定の手続を経て、検収員の検収を受けなければならない。
- 2 本業務は、検収員の検収合格をもって完了とする。なお、検収において訂正を指示された場合、ただちに訂正しなければならない。
- 3 本業務完了後において、受注者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、ただちに当該業務の修正を行わなければならない。

第16節 疑義の解決

本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項が生じた場合、受注者は発注者と十分な打合せ又は協議を行い、業務の遂行に支障がないよう努めなければならない。

第17節 成果品

成果品は次のとおりとする。

- | | |
|-----------------------------------|--------------------------|
| (1) 報告書 | A 4 判製本 2 部 (A 3 判の折込も可) |
| (2) その他関係図書 | 一式 |
| (3) 打合せ議事録 | 一式 |
| (4) 設計図原図 C D (S F C 又は j w w 形式) | 一式 |

なお、必要に応じ、上記成果の一部について、中間納品、データの中間提出を求める場合がある。中間提出を求める場合の提出時期については、協議により決定する。

第 18 節 不当要求行為に対する措置

受注者は、「高松市発注の建設工事等の契約に係る暴力団等排除措置要綱」に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 1) 暴力団等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団関係者（暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員以外の者で、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同法第 2 条第 1 号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）その他不当要求行為を行う全ての者をいう。以下「暴力団等」という。）から不当要求行為（不当又は違法な要求その他この契約の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。以下「不当要求行為」という。）を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。
- 2) 暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- 3) 受注者の下請業者が暴力団等から不当要求行為を受け、又は不当要求行為による被害を受けた場合は、受注者に報告するよう下請業者を指導すること。また、下請業者から報告を受けたときは、発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

第 19 節 適正な労働条件の確保

労働関係法規を遵守及び適正な労働条件を確保に関しては、次によること。なお、5) 以外は法定事項である。

- 1) 所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休 2 日制の導入や 1 日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週 40 時間（特例措置の適用を受ける事業にあつては、週 44 時間）を遵守すること。また、時間外、休日及び深夜（午後 10 時から翌日の午前 5 時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。
- 2) 雇入れの日から起算して 6 か月間継続勤務し、全労働日の 8 割以上出勤した労働者に対して、最低 10 日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイム労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。
- 3) 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。
- 4) 賃金は毎月 1 回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。

- 5) 本市発注の建設工事の設計は、農林水産省及び国土交通省が公共工事の工事費の積算に用いるための公共工事設計労務単価（2省協定労務単価）に基づく香川県の単価表等により積算しているため、この点に十分留意し、労働者の適切な賃金の支払について配慮すること。また、下請契約を締結する場合は、下請労働者に対しても適切な賃金が支払われるよう元請業者として配慮すること。
- 6) 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。
- 7) 1) から6) までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

第20節 公正な職務の執行の確保

売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し専ら当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、市の内部公益通報制度により通報することができます（同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要があります。）⇒メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@nifty.com 書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会）。

※ 市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、契約監理課ホームページに掲載しています。

第21節 業務の履行

本業務により、業務及び工事を発注する予定であり、これに伴い実施する本市の設計及び申請手続に支障を来たさないよう、履行期限までに完了しなければならない。